

柿田川自然再生検討会 設置要領(案)

(名 称)

第1条 本会は「柿田川自然再生検討会」(以下「検討会」という)と称する。

(目 的)

第2条 河川整備計画の目標である柿田川の河川環境の保全・再生を目指した「柿田川自然再生計画」を策定するにあたり、様々な観点から審議し、助言を行うことを検討会の目的とする。

(委 員)

第3条 検討会の委員は、自然保護団体及び有識者、行政の委員で構成するものとし、国土交通省沼津河川国道事務所長が選任し委嘱するものとする。
2. 検討会の構成は別紙1のとおりとする。

(会 長)

第4条 検討会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2. 会長は、検討会を代表し会務を統括する。
3. 会長が不在の場合、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
4. 会長は、第5条の審議を行う上で、環境分野における高い専門的知見を有する者等を臨時委員として選任することができる。

(審議事項)

第5条 検討会は、「柿田川自然再生計画」について、次の事項の審議を行うものとする。
(1) 柿田川の河川環境の保全・再生に関する事項
(2) 各機関の連携に関する事項

(運 営)

第6条 検討会の開催は、必要に応じて会長が招集を行う。
2. 検討会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 検討会の庶務は、国土交通省沼津河川国道事務所調査第一課において処理する。

(情報公開)

第7条 会議資料及び議事録骨子は原則的に公開し、沼津河川国道事務所ホームページにおいて閲覧できるものとする。
2. 公開にあたって、貴重種の情報、個人の情報は公開しない。
3. 検討会の開催にあたっては記者発表を行い、マスコミ関係者の傍聴を認めるものとする。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この規約は、平成23年 9月 6日から施行する。

改正 平成23年10月14日から施行する。

以 上

(別紙1)

氏名	所属・役職	分野	備考
板井 隆彦	特定非営利活動法人 静岡県自然史博物館ネットワーク 理事	学識者	
漆畑 信昭	公益財団法人 柿田川みどりのトラスト 会長	自然保 護団体	
角野 康郎	神戸大学大学院理学研究科生物学専攻 教授	学識者	
前佛 和秀	国土交通省沼津河川国道事務所 所長	行政 機関	
坪内 昇	柿田川湧水保全の会 会長	自然保 護団体	
知花 武佳	東京大学工学系研究科社会基盤学専攻 准教授	学識者	
深澤 健一	静岡県企業局東部事務所 所長	行政 機関	
三島 次郎	桜美林大学 名誉教授	学識者	
柳田 恭一	静岡県教育委員会文化財保護課 課長	行政 機関	
山本 博保	清水町 町長	行政 機関	

(五十音順、敬称略)